



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2024年11月29日（金）
愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 中川、青木
内線 5031、5032
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

<あいちクリオ通信 2024年11月号 (No. 437) >

2024年度上半期（4～9月）消費生活相談の集計と分析 ～「副業」に関する相談件数が大きく増加～

【2024年度上半期消費生活相談概要】

～相談件数は減少、高齢者・若者・一般の全ての年代区分で減少～

- 愛知県及び市町村に寄せられた相談件数は20,663件（県：4,932件、市町村：15,731件）で、前年同期に比べ、2,290件、10.0%減少しました。[概要データⅠ](#)
- 契約当事者の年代3区分別の相談件数を見ると、前年同期に比べ、どの年代の相談も減少（高齢者0.4%減、若者19.7%減、一般10.7%減）しています。なかでも若者の相談件数は、成年年齢が18歳に引き下げられた2022年度から2年連続で減少しています。[概要データⅠ、Ⅱ](#)
- 商品・サービス別では、「商品一般」（身に覚えのない商品が届いたという相談、架空請求の相談等）が2,249件で最も多く、以下、「化粧品」（1,731件）、「健康食品」（918件）、「賃貸アパート」（725件）、「工事・建築」（615件）の順となっています。[概要データⅢ](#)

【2024年度上半期の特徴的相談】

① 「副業」に関する相談件数が大きく増加

簡単に稼げるという副業サイトにだまされて多額の金銭を振り込んでしまったなどの相談が296件と、前年同期に比べ大きく増加（16.1%増）しています。20歳代の割合が全体の約3割を占めています。[特徴的相談①](#)

② 「定期購入」に関する相談件数が大きく増加し、依然として多い

定期購入を申し込んだつもりがないのに、定期購入になっていたなどの相談が2,497件と、前年同期に比べ大きく増加（14.6%増）し、依然として多く寄せられています。50歳以上の年代の割合が全体の約8割を占めています。[特徴的相談②](#)

③ 「賃貸アパート」に関する相談件数が依然として多い

賃貸アパートを退去する時に高額な修繕費を請求されたなどの相談が725件と、依然として多く寄せられています。20歳代と30歳代の割合が全体の約4割を占めています。[特徴的相談③](#)

※ 2024年度上半期（4～9月）消費生活相談の集計
愛知県及び市町村がPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録した相談データ
(2024年10月22日現在)に基づいています。

2024年度上半期の消費生活相談概要データ — 速 報 —

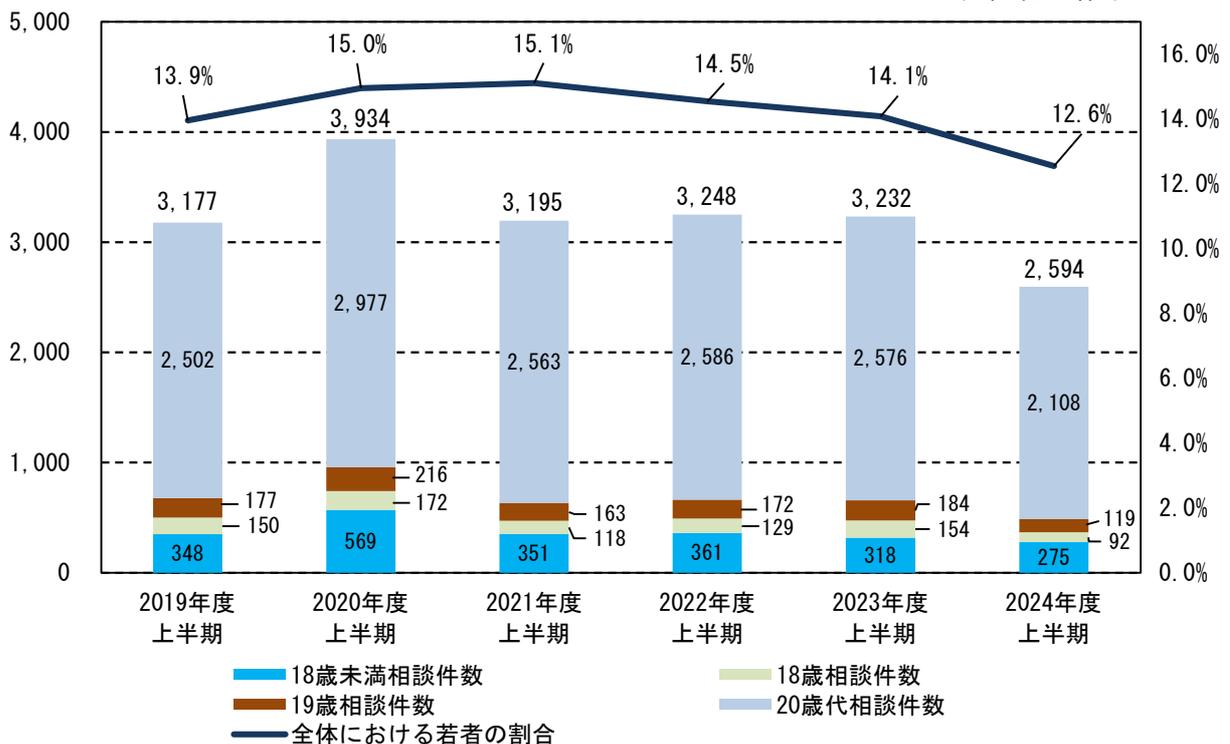
I 相談件数の推移

(単位：件)

| 区 分 | | 2024年度上半期 | 2023年度上半期 | 2022年度上半期 | 前年同期比増減数(率) |
|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 県内の相談件数 合計 | | 20,663 | 22,953 | 22,332 | -2,290 (-10.0%) |
| 県・市町村別 | 県 | 4,932 | 5,412 | 5,316 | -480 (-8.9%) |
| | 市町村 | 15,731 | 17,541 | 17,016 | -1,810 (-10.3%) |
| 契約当事者 年代別 | 70歳以上(高齢者) | 4,555 | 4,574 | 4,387 | -19 (-0.4%) |
| | 30歳未満(若者) | 2,594 | 3,232 | 3,248 | -638 (-19.7%) |
| | 上記以外(一般) | 10,891 | 12,201 | 12,028 | -1,310 (-10.7%) |
| | 無回答 | 2,623 | 2,946 | 2,669 | -323 (-11.0%) |

II 若者(30歳未満)の相談件数の推移

(単位：件)



III 商品・サービス別件数(上位5位)

(単位：件)

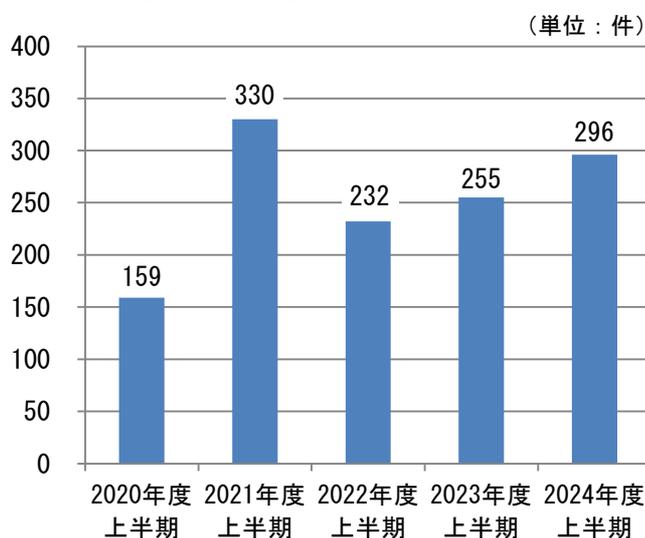
| 年度 | 順位 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 2024年度 上半期 | 商品一般 | 2,249 | 1,731 | 918 | 725 | 615 |
| | 前年同期比増減数 | (+119) | (+138) | (+172) | (-104) | (-25) |
| 2023年度 上半期 | 商品一般 | 2,130 | 1,593 | 829 | 746 | 640 |
| | | | | | | |

2024 年度上半期の特徴的相談

① 「副業」に関する相談件数が大きく増加

- 「SNS でメッセージを送るだけで簡単に稼げるという副業サイトを信じて高額なサポート費用を支払ったが、まったく稼ぐことができない。」、「SNS で“いいね”を押すだけで報酬をもらえるという副業の広告を見て始めたが、報酬を引き出すことができず、逆に引き出すための手数料と称して金銭を要求され支払ってしまった。」などといった「副業」に関する相談が 296 件寄せられており、前年同期と比較して大きく増加（16.1%増）しています。
- 契約当事者を年代別に見ると、20 歳代が 98 件と最も多く、全体の約 3 割を占めています。

◆ 「副業」に関する相談件数



◆ 契約当事者の年代別件数

(単位：件)

| 年代別 | 2024年度 上半期 | 2023年度 上半期 | 増減率 (%) | 2024年度 上半期 構成比 (%) |
|-------|------------|------------|---------|--------------------|
| 未成年者 | 3 | 2 | 50.0 | 1.0 |
| 18歳 | 1 | 4 | △ 75.0 | 0.3 |
| 19歳 | 7 | 5 | 40.0 | 2.4 |
| 20歳代 | 98 | 117 | △ 16.2 | 33.1 |
| 30歳代 | 48 | 37 | 29.7 | 16.2 |
| 40歳代 | 54 | 34 | 58.8 | 18.2 |
| 50歳代 | 48 | 36 | 33.3 | 16.2 |
| 60歳代 | 18 | 8 | 125.0 | 6.1 |
| 70歳以上 | 10 | 5 | 100.0 | 3.4 |
| 無回答 | 9 | 7 | 28.6 | 3.1 |
| 計 | 296 | 255 | 16.1 | 100.0 |

【相談事例】

スマートフォンに表示された広告を見て、自分の SNS のフォロワーにメッセージを送るだけで簡単に報酬を得られるという副業を見つけ、サポート料 90 万円を支払った。最初は少額の報酬を受け取れたが、その後は報酬を受け取るためという名目で更に支払いを求められた。怪しいので、これまでに支払ったお金を返金してほしい。(20 歳代 女性)

【アドバイス】

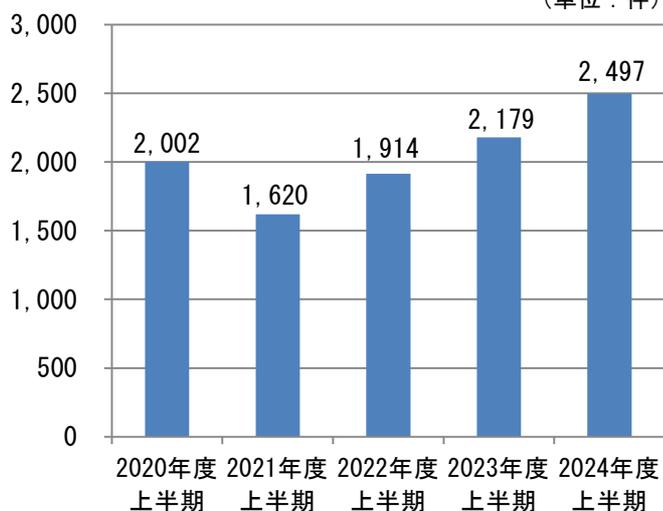
- 「メッセージを送るだけ」、「“いいね”を押すだけ」、「動画広告を見るだけ」などと、簡単に稼げると強調する副業の広告を安易に信じ込まないようにしましょう。
- 氏名、住所、金融機関口座、免許証の写真等の個人情報をも求められても、悪用される恐れがあるので、安易に明かさないようにしましょう。
- 最初に簡単な作業をすると少額の報酬が得られることがありますが、これは信じ込ませるための手口ですので注意しましょう。
- 「副業のサポート費用」、「より高額な報酬を得られる副業の費用」、「ミスをしたための処理費用」、「報酬を受け取るための手数料」などと、様々な理由を付けて多額の金銭を要求して来ても支払わないようにしましょう。

② 「定期購入」に関する相談件数が大きく増加し、依然として多い

- 「1回限りの購入と思い商品を注文したところ、2回目が届き、定期購入になっているとわかった。」「いつでも解約可能な定期購入を注文したが、途中で解約しようとしてもうまく手続きができない。」などといった、化粧品や健康食品等の「定期購入」に関する相談が2,497件寄せられており、前年同期と比較して大きく増加（14.6%増）し、依然として多くなっています。
- 契約当事者を年代別に見ると、50歳以上の年代が計2,021件と非常に多く、全体の約8割を占めています。

◆ 「定期購入」に関する相談件数

(単位：件)



◆ 契約当事者の年代別件数

(単位：件)

| 年代別 | 2024年度 上半期 | 2023年度 上半期 | 増減率 (%) | 2024年度 上半期 構成比 (%) |
|-------|------------|------------|---------|--------------------|
| 未成年者 | 29 | 38 | △ 23.7 | 1.2 |
| 18歳 | 8 | 14 | △ 42.9 | 0.3 |
| 19歳 | 4 | 15 | △ 73.3 | 0.2 |
| 20歳代 | 42 | 71 | △ 40.8 | 1.7 |
| 30歳代 | 79 | 122 | △ 35.2 | 3.2 |
| 40歳代 | 221 | 271 | △ 18.5 | 8.9 |
| 50歳代 | 627 | 538 | 16.5 | 25.1 |
| 60歳代 | 702 | 502 | 39.8 | 28.1 |
| 70歳以上 | 692 | 518 | 33.6 | 27.7 |
| 無回答 | 93 | 90 | 3.3 | 3.6 |
| 計 | 2,497 | 2,179 | 14.6 | 100.0 |

◆ 契約当事者の性別

男性：809件（32.4%）、女性1,659件（66.4%）、その他・無回答等29件

【相談事例】

インターネットで、高価な美容クリームを安く買えるサイトを見つけて注文した。注文したクリームが届いた後、再び同じクリームが届き、高額な請求書が同封されていたので、定期購入になっていると気づいた。解約したい。（60歳代 女性）

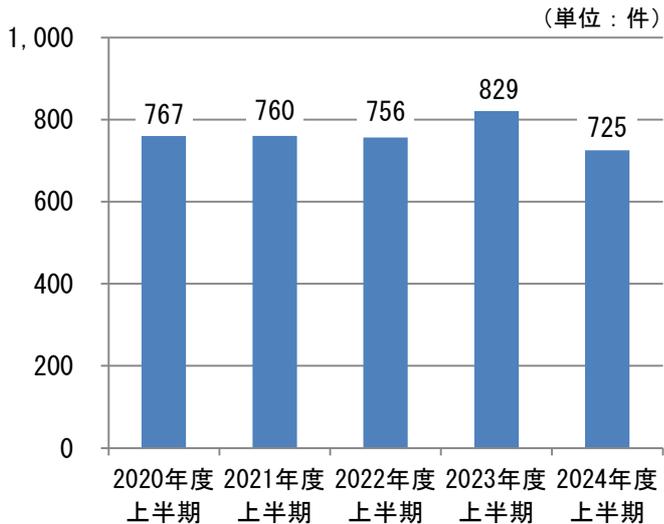
【アドバイス】

- インターネットで、商品を注文する際には、定期購入が条件となっていないかや、「返品可否とその条件（返品特約）」、事業者の連絡先等を十分確認することが重要です。
- 販売業者は、①分量、②販売価格・対価、③支払いの時期・方法、④引渡・提供時期、⑤申込みの撤回、解除に関する事、⑥申込期間（期限のある場合）の内容について、最終確認画面上で明確に表示することが義務付けられていますが、表示はされていても、消費者が誤認しやすかったり、見落とししやすい表示も見られるので注意しましょう。
- 低価格を強調したり、注文を急がせたりする販売サイトでは、特に注意しましょう。
- 1回目は低価格であっても、2回目以降は高価格になっている定期購入もあるので慎重に確認しましょう。
- 誤認させる表示により申込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。契約内容の証拠を残すため、最終確認画面を記録として保存しておきましょう。
- 通信販売（インターネット注文含む）には、クーリング・オフの適用はありません。返品特約をしっかりと確認しましょう。

③ 「賃貸アパート」に関する相談件数が依然として多い

- 「賃貸アパートを退去したら、床の小さなキズの修繕費用や、通常損耗と思われる壁紙の貼替え費用、ハウスクリーニング代などを請求されたが、支払いたくない。」などといった「賃貸アパート」に関する相談が 725 件寄せられており、前年同期と比較して減少（12.5%減）しているものの、依然として多く寄せられています。
- 契約当事者を年代別に見ると、20 歳代と 30 歳代が計 289 件と多く、全体の約 4 割を占めています。

◆ 「賃貸アパート」に関する相談件数



◆ 契約当事者の年代別件数

(単位：件)

| 年代別 | 2024年度 上半期 | 2023年度 上半期 | 増減率 (%) | 2024年度 上半期 構成比 (%) |
|-------|------------|------------|---------|--------------------|
| 未成年者 | 0 | 0 | - | 0.0 |
| 18歳 | 7 | 3 | 133.3 | 1.0 |
| 19歳 | 3 | 4 | △ 25.0 | 0.4 |
| 20歳代 | 135 | 156 | △ 13.5 | 18.6 |
| 30歳代 | 154 | 193 | △ 20.2 | 21.2 |
| 40歳代 | 103 | 134 | △ 23.1 | 14.2 |
| 50歳代 | 101 | 111 | △ 9.0 | 13.9 |
| 60歳代 | 64 | 55 | 16.4 | 8.8 |
| 70歳以上 | 42 | 48 | △ 12.5 | 5.8 |
| 無回答 | 116 | 125 | △ 7.2 | 16.1 |
| 計 | 725 | 829 | △ 12.5 | 100.0 |

【相談事例】

賃貸アパートを退去した際、フローリングの小さなキズの修繕費用や、特に汚損・損傷していないクロスの貼替え費用、ハウスクリーニング代などを請求された。いずれも契約書に記載がないものなので、支払いたくない。（20 歳代 男性）

【アドバイス】

- 契約する前に、貸主側から説明される契約内容をよく聴き取り、分からないことがあればしっかりと確認しておきましょう。
- 入居する際には、賃貸物件にキズや汚れ等がないかや、エアコン等の設備が正常に動作するかなど、できる限り貸主側と一緒に現状をよく確認し、写真やメモで記録に残しておきましょう。
- 入居中に、設備の不具合・故障が起きた場合や、雨漏りや水漏れなどのトラブルが起きた場合は、すぐに貸主側に連絡しましょう。
- 退去する際にも、できる限り貸主側と一緒に現状をよく確認し、写真やメモで記録に残しておきましょう。
- 原則として、年月の経過による損耗や、普通の使い方をしていても発生する汚れ・キズなどの修繕費用については、借主が負担する必要はないと考えられます。
- 貸主側から請求された費用に納得できない場合は、国土交通省が作成した「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（下記 Web サイトに掲載）に示されている基準を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合みましょう。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

消費生活相談窓口の御案内

お住まいの市町村又は県で消費生活相談をお受けしています。
消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、早めに御相談ください。

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

- 身近な消費生活相談窓口につながります -

愛知県消費生活総合センター

| 電話番号 | 相談受付時間 | |
|---------------|----------------------------------|------------------------|
| | 消費生活相談 | 多重債務法律相談 (完全予約制)(※) |
| (052)962-0999 | 月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00 | 火・木 13:00～16:00 |

※多重債務法律相談は、各実施日の6日前(国民の祝日等の休日は除く)までに予約の連絡をしてください。